

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

① 第三者評価機関名

NPO 法人福島県福祉サービス振興会

② 評価調査者研修修了番号

2802・S201900 2404・SK18026 3102

③ 施設の情報

名称：会津児童園	種別：児童養護施設
代表者氏名：岩澤 慶輔	定員（利用人数）： 45 （30）名
所在地： 福島県会津若松市大戸町小谷川端5番地	
TEL：0242-92-3250	ホームページ： http://aizu-jidouen.or.jp/
【施設の概要】	
開設年月日 昭和27年5月17日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人会津児童園	
職員数	常勤職員： 25名 非常勤職員 2名
有資格 職員数	（資格の名称） 保育士 12名 児童指導員 5名 心理士 1名 看護師 1名 社会福祉士 1名
施設・設備 の概要	（居室数） （設備等） 現在建て替え中

④ 理念・基本方針

理念

- ①子どもの命を守り、健やかに育つ権利を保障します。
- ②あらゆる種類の虐待や差別、搾取から子どもを守ります。
- ③子どもの最善の利益を図り、その意見を尊重します。

基本方針

1. 健全で明るい施設づくりを推進します。
2. 児童が安全で安心できる生活の場作りに努めます。
3. 児童一人ひとりの尊厳を大切に、人権擁護に向けた取り組みに努めます。
4. 児童一人ひとりが個性豊かでたくましく、思いやりのある人間として成長していけるよう支援します。
5. 児童一人ひとりの年齢、発達状況に応じたきめの細かい処遇に努めます。

6. 高齢児の社会的自立に向けて支援します。
7. 児童の自立支援と家族再統合に向けての家庭環境の調整と、関係機関との連携を強化します。
8. 処遇困難なケースが増加するなか、職員の専門性を高めるための研修への参加及び自己研鑽に努め、適切な処遇に当たります。
9. 職員の相互理解を深めることにより、協調連携を高め共通認識のもと、よりよい児童処遇に努めます。
10. 地域に開かれた施設として、情報の開示、施設のもつ物的資源、人的資源の開放に努めます。

⑤ 施設の特徴的な取組

- ・ レッツビーフレンズ
- ・ ちょい乗り事業
- ・ 里親支援
- ・ 自立支援

⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年7月26日（契約日） ～ 令和4年3月29日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦ 総評

◇ 特に評価の高い点

1. 子どもの権利擁護への取り組みについて

人権擁護委員会が中心となり、全職員に対し「子どもの立場であったらどう感じるか」を視点にアンケートを行い、問題と感じる事例を集め「不適切ケアについての事例集（毎年更新）」を作成する等、権利擁護への職員の気づきを促している。

また、子どもに対しては、「会津児童園権利擁護ガイドライン」・「子どもの権利ノート」を配布し、権利学習を行うとともに、人権擁護委員・第三者委員・CAP等外部の専門家を招いて自分や他者の権利、暴力防止について学ぶ機会を多く持ち、権利やそれに伴う責任について理解を促す取り組みをしている。

2. 子どもの意向や主体性の配慮への取り組みについて

小規模化により、子ども一人一人と向き合う時間が増え職員と子どもの関係が深まっている。小規模グループのルール、子どもそれぞれの生活日課について話し合い、一律に決めるのではなく希望を入れ柔軟性のある対応をしている。余暇時間の使い方も子ども自身に考えさせ、責任を持たせる他、金銭管理についても幼児期より、年齢に応じたお小遣いを与え、使い方や小遣帳を使った管理などについて助言をしている。こうした取り組みを通じて子ども自身が自分の生活全般について職員

任せでなく主体性をもって管理ができるよう成長を促す取り組みをしている。

3. 施設長の養護・支援の質の向上へ向けたリーダーシップについて

施設長は、毎日のケース記録の点検を行い、課題のある支援等については自立支援計画を確認し、職員等から状況を聴取しながら指導を行っている。

また、施設長は運営委員会や児童養育等委員会に参加し、養育・支援の質の向上に関する検討や改善策の策定において積極的に発言し指導力を発揮している。

さらに、マンパワーが経営の基盤であるとの考えのもと、職員の知識や専門技術を会得させるため外部研修を含めた職員研修を行う他、職員の自己研鑽の研修に対する費用補助や通信教育期間を義務免扱いにするなど積極的に専門研修等の受講を推奨し、養育・支援の質の向上に努めている。

4. 地域における養育支援について

里親支援専門相談員や自立支援専門相談員等専門職を配置し、施設の高機能化・多機能化に向け取り組みを始めている。

今後、国や県で家庭養育優先への原則が進められる中、期待されている在宅の要保護児童や里親等地域の家庭養育優先への支援が求められており、児童養護施設として地域のニーズに対応できるよう、職員の専門性を高めるとともに地域の養育支援の拠点を目指した取り組みに期待したい。

◇ 改善を求められる点

1. 中・長期計画の策定について

令和3年～5年までの3か年の中・長期の事業計画が策定されている。

しかし、収支計画が策定されていない。現在施設の建て替えが進んでおり、今後建設費用の借入金の償還なども始まることから、安定的な施設経営を図る視点から中・長期の収支計画の策定が望まれる。

2. 公正かつ透明性の高い経営の取り組みについて

事務・経理・取引に関するルールは経理規程で定めており、事務分掌と合わせて権限と責任が明確になっている。事務や経理の内容は、副園長が関係書類や通帳との突合を行いその都度、検査を行っている。

また、毎年、法人監事による監査を実施している。通帳は庶務が金庫で保管し、公印は施設長が管理するなど単独で預金の引き出しができない体制になっている。

なお、外部の専門家による監査を実施していないため、公認会計士・税理士など専門家による監査や助言、指導を受けるなど社会福祉法人として運営の透明性を確保する取り組みが望まれる。

⑧ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で3度目の受審となり、前回あった指摘や課題についての見直しを行ってききましたが、自己評価結果の甘さがあったと感じました。項目ごとの内容の理解や認

識について不十分な箇所も多く再度振り返るきっかけとなりました。

今回指摘された課題については、施設職員一丸となって改善に向けて取り組んでいきたいと思っています。

子どもたちのアンケート結果が以前実施した年よりも、満足度がアップした結果となったことは、職員一同一番の喜びとなりました。この結果に満足せず、子ども一人一人を大切に思い、関わりながら今後も子どもたちの最善の利益が図れるよう努めていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階（一部 a・c の 2 段階を含む））に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針を確立・周知している		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針を明文化し、周知を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念と基本方針はホームページや毎年発行している広報誌「会津っ児」に記載している。毎日の朝会で理念と全国児童養護施設協会の倫理綱領の読み合わせを行い、職員への周知を図っている。</p> <p>また、保護者へは毎年 4 月に理念と基本方針を書面で送付して周知に努めている。理念は食堂に掲示し、子どもに対して毎月開催しているグループ会において、「児童の権利擁護ガイドライン」について理念や基本方針に触れながら説明を行うことで、理念等の周知を図っている。</p> <p>なお、保護者や子どもに対しては理念や基本方針の送付や権利擁護ガイドラインに併せて説明しているが、分かりやすい資料の作成など理解を図る工夫が望まれる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>全国養護施設協議会の研修会等への参加や同協議会から送付される全養協ニュースなどの情報から社会福祉事業全体の動向を把握している。</p> <p>また、主任児童委員との定期的な打ち合わせ、要保護児童対策地域協議会への参加や市の担当課との連携を通して、地域の実態や市の施策等の把握に努めている。毎月、理事会に報告するために収支状況の分析を行い月次報告としてまとめ、毎年、収益率や生産性などの財務分析を行っている。</p>		

<p>なお、施設経営を取りまく環境等の把握は行われているが分析までには至っていないため、経営環境の分析が望まれる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理事長・施設長・事務長・主任で構成する運営会議で、具体的な課題や問題について協議し、方針を立て、職員会議で説明のうえ周知を図っている。平成28年改正児童福祉法の理念のもと掲げられた「新たな社会的養育ビジョン」により児童養護施設が新たに小規模化、多機能・高機能化や地域分散化が求められるなかで、小規模化や地域分散化のための建て替えに着工し、家庭と同様の養育環境の実現に向けた具体的な取り組みを進めている。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確にしている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>平成31年と令和元年は、園舎の建替え案について行政との協議が整わず保留となっていたため方針が決定できず、中・長期計画を立てられなかった。その後、行政との協議が整い建て替え案が決定したため、中・長期のビジョンを明確にした令和3年～5年までの3か年の事業計画を策定している。</p> <p>なお、中・長期の事業計画は策定されているが収支計画が策定されていないため、中・長期の収支計画の策定が望まれる。また、評価が可能になるように可能な限り数値目標や具体的な設定を行うことが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画を策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画と収支予算が策定されている。単年度の事業計画は、中・長期計画を踏まえた実行可能な内容ではあるが、数値目標や具体的な成果等を設定する内容になっていないため、評価が可能となるように可能な限り数値目標や具体的な設定を行うことが望まれる。</p> <p>また、収支予算については、中・長期の収支計画を踏まえた収支予算の策定を行うことが望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画を適切に策定している。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行い、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は予算編成時期に合わせて、各委員会や小規模グループごとに事業計画を立て、副園長のヒアリングを経て作成している。2月に事業実施状況の評価を各委員会や小規模グループの実施報告書評価欄にまとめ、それらの評価を踏まえて計画の見直しを行</p>		

い、次年度の計画に反映する仕組みができています。毎年4月の職員会議で事業計画を配布し、内容を説明のうえ、質疑応答を行い事業計画の周知を図っている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画は、年度当初に保護者へ郵送している。保護者がなく直接説明する機会がないが、面会時などに関係する事項については説明している。子ども向けの資料は作成していないが、子どもに関係するところは分かりやすく説明を加えている。</p> <p>なお、保護者や子どもに対して郵送や説明を行い周知を図っているが、分かりやすい資料を作成するなど理解を促す取り組みが望まれる。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組を組織的・計画的に行っている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組を組織的に実行し、機能している	a・b・c
<p><コメント></p> <p>副園長・里親専門相談員・各グループリーダー・事務長・栄養士で構成する第三者評価事業推進委員会が中心になり、毎年自己評価を実施している。職員全員が実施した自己評価を評価項目ごとに集計し、集計結果を職員で話し合い事業所の評価結果としてまとめている。職員参画のもと、評価項目ごとに意見を集約することを通じて職員の共通認識を図りながら養育・支援の向上に向けた組織的な取り組みが行われている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や第三者評価結果を踏まえ第三者評価事業推進委員会において、課題の抽出や分析を行い、評価分析の結果や課題等を職員会議で報告し周知している。それらを踏まえ、児童養育等委員会や運営委員会など各委員会でそれぞれが所管する課題について話し合い、改善策や改善計画の策定を行い職員会議で説明し、さらに回覧して職員への周知を図っている。改善計画は理事会にも報告し組織として課題を明確にし、計画的に改善策を実施している。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任を明確にしている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>施設長は、年度当初の職員会議で、事業計画と運営方針について説明し職員の理解を図っている。</p> <p>また、毎年1月の職員会議で、年頭に当たり施設運営方針や経営課題に対する取り組みを説明している。有事における施設長の役割と責任や不在時の権限委譲については、土砂災害自衛組織表や職務分掌等で明示している。緊急時には、副園長や現場の責任者が施設長に代わって指揮を執ることになっており、職員に周知している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は全国養護施設協議会や社会福祉協議会の経営者協議会、行政機関の研修会等に出席し、遵守すべき法令等の把握と理解に努めている。</p> <p>また、県や市からの通知に加え自らインターネットで情報を収集し、法令の改正など最新情報を職員会議で伝達している。社会福祉施設の風水害や土砂災害の情報を得て、防災委員会へ周囲環境の点検や避難計画の見直しを指示している。体罰・差別・セクハラなど禁止事項を含めた職員倫理は「児童福祉サービスガイドライン」に示し、職員への周知徹底を図っている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップを発揮している。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、毎日のケース記録の点検を行い、課題のある支援等については自立支援計画を確認し、職員等から状況を聴取しながら指導を行っている。</p> <p>また、施設長は運営委員会や児童養育等委員会に参加し、養育・支援の質の向上に関する検討や改善策の策定において積極的に発言し指導力を発揮している。さらに、マンパワーが経営の基盤であるとの考えのもと、職員の知識や専門技術を会得させるため外部研修を含めた職員研修を行う他、職員の自己研鑽の研修に対する費用補助や通信教育期間を義務免扱いにするなど積極的に専門研修等の受講を推奨し、養育・支援の質の向上に努めている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>措置制度の中で運営しているため制約があるが、可能な限り加算をとり経営の安定化を図っている。</p> <p>また、毎年経営分析を行い、経年変化による経営状況を確認し、最適な入所者数が確保できるよう努めている。人件費の占める比率が高い業種であるが、人材が経営の基盤であるため、何が必要かを考え、職員が定着できる働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制を整備している。	

14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画を確立し、実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>毎年、保育士等の養成校に採用の募集を行っている。色々な課題を抱えた児童に関わる仕事であり、人間性や人柄を重視して職員の採用を行っている。</p> <p>また、採用試験や面接を行っているが、人間性や人柄などを1回の面接等で把握困難なケースもあるため実習生の実習態度等を見て意向を確認の上、採用に結びつけるように努めている。原則として常勤の正職員として採用し、研修等の充実を図りながら育成を行い、職員の定着に努めている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念と基本方針、職場研修要領、キャリアパスで期待する職員像を明確にしている。キャリアパスにより経験年数や職務階層毎に求められる能力が明確になっている。養育や支援に当たる職員の評価基準を定めることが困難であることから人事考課制度を採用していない。著しく成績不良の場合を除き、勤務年数に従い給与を決定している。</p> <p>なお、人事考課基準を定め複数の評価者による人事考課を行うなど、客観的な業績評価や能力評価による総合的な人事管理の実施が望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮している。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は毎月、職員の超過勤務時間数や休暇取得日数を確認している。残業の原因になっている記録や文書作成の業務改善を図るため ICT を導入し、省力化を図り超過勤務の縮減に努めている。</p> <p>また、施設内で山クラブ・スキークラブなど余暇活動や親睦を図る取り組みを行い、さらに地元密着の施設割引やサービスを行っている「会津若松市アシストクラブ」に加入し、職員の福利厚生事業に努めている。職員間におけるパワハラやセクハラ等の禁止を規則で規定し、職員との面談を通して職場環境を把握して職員の心身の健康や安全の確保に努めている。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人材育成の方針は、各階層別に求められるキャリアパスの内容に従い職場研修実施要領に定めている。職員が「個人研修・評価制度シート」で研修計画を立てるなかで目標管理制度を運用している。職員は小規模グループリーダーとの面接を通して課題に応じた目標達成のための研修計画を立て、小規模グループリーダーは年度途中での面接を通して進捗管理を行い、後半の実践につなげ年末に職員と振り返りをしながら目標の達成度を確認して次年度の研修計画につなげている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し、教育・研修を実施している。	a・b・c

<コメント>		
<p>基本方針や事業計画に「期待する職員像」を示し、キャリアパスや職場研修実施要領の中で職員の教育・研修に関する基本方針や職員に必要とされる専門技術や専門資格を明確にしている。職員全体の研修計画は、毎年キャリアパスや職場研修実施要領に基づき作成している。さらに新たに発生した課題等に対応した職場内研修を随時計画し実施している。</p> <p>なお、研修内容やカリキュラムの評価や見直しが行われていないため、評価や見直しの実施が望まれる。また、臨時職員等への研修が不十分であるため、雇用形態に拘らず全職員に対する研修の実施が望まれる。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会を確保している。	①・b・c
<p>小規模グループリーダーが職員のOJTを行っている。新任職員に対しては、1年間、経験を積んだ職員が個別指導を行うプリセプター制度により教育や育成を行っている。</p> <p>また、スーパーバイザーは副園長・主任・心理職が実施している。職員の研修履歴カードにより個人毎の必要な研修を把握し、研修機会を確保している。所内での階層別研修は、交代制勤務のため困難なので外部研修を活用している。自己啓発の研修は、研修案内を職員全員に回覧し、希望の申し出を受け費用負担等の支援を行い受講を推奨している。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成を適切に行っている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・①・c
<コメント>		
<p>実習生受入れマニュアルを作成し、実習生の研修や育成に関する基本姿勢を明文化している。事業所としては実習生の育成プログラムを作成していないが、養成校のプログラムをもとに学校との打ち合わせを行い対応している。子どもの気持ちも考え実習生と子どもの相性にも配慮した対応をしている。</p> <p>なお、専門職種の特性に配慮した実習・育成プログラムの作成や実習指導者に対する研修の実施が望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組を行っている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	a・①・c
<コメント>		
<p>ホームページで、理念・基本方針、事業報告、決算報告、養育・支援の内容、苦情相談の体制や対応について公開している。</p> <p>また、理念・基本方針、養育・支援の内容を掲示した広報誌「会津っ児」を年1回発行し、公民館を通じて回覧板で大戸地区全戸へ周知している。さらに、子どもが通っている小・中学校を通して保護者へ配布し地域の理解が得られるように運営内容の開示に努めている。</p>		

<p>なお、予算や第三者評価の受審結果が開示されておらず事業報告は平成31年度から更新されていないためホームページの充実を図り、これらの最新の情報の開示が望まれる。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務・経理・取引に関するルールは経理規程で定めており、事務分掌と合わせて権限と責任が明確になっている。事務や経理の内容は、副園長が関係書類や通帳との突合を行いその都度、検査を行っている。</p> <p>また、毎年、法人監事による監査を実施している。通帳は庶務が金庫で保管し、公印は施設長が管理するなど単独で預金の引き出しができない体制になっている。</p> <p>なお、外部の専門家による監査を実施していないため、公認会計士・税理士など専門家による監査や助言、指導を受けるなど社会福祉法人として運営の透明性を確保する取り組みが望まれる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係を適切に確保している。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもが通学している学校行事に参加し、保護者の理解を得るために積極的にコミュニケーションを図り、PTA役員にもなっている。公民館主催の小学生を対象にした遊びの教室「わらべ塾」や放課後学校で遊びや学習ができる「放課後クラブ」に参加できるように支援している。付き添いが必要な子どもには職員も一緒に参加している。</p> <p>また、施設の事業として、地域の子どもを含めた住民を対象に様々なイベントを行う「レッツビーフレンズ」を実施している。入所している子どもたちとの交流を図っている。</p> <p>なお、地域との関わり方について基本的な考え方を示したマニュアルは案として作成済みであるが、まだ決定には至っていないため、地域交流の基本的な考え方を示したマニュアルの策定が望まれる。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れについての基本姿勢についてはボランティア受入れ要領に定めている。</p> <p>また、受入れ要領に従い事前説明を行い、発達障がいの特徴や特異な行動について説明し子どもと接する時の注意点等を伝えている。以前より定期的に学習支援や保育補助、入浴補助、修繕・掃除等の環境整備など様々なボランティアを受入れている。</p> <p>なお、学校教育への協力についての基本姿勢が明文化されていない。小中学校の受入れは子どもが通学している学校が対象となることから受け入れは困難な状況にあるが、それ</p>		

以外の高校生の職場体験などの受入れについて基本姿勢の明文化が望まれる。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携を確保している。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会資源のリストを作成し、中・高の小規模グループでは必要な社会資源を該当する子どもに伝えている。副園長が要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と情報共有や連携を図り、地域の課題についても協議している。</p> <p>また、子どもが通学している小中学校とは学期ごとに合同連携会議を開催し、地域の子どもたちの状況や課題等についても話し合っている。</p> <p>なお、社会資源のリストは機関等の名称のみを記載したもので、職員等が活用できる内容にはなっていないため、社会資源の具体的な内容や連絡先などを分かりやすく説明したリスト等の作成が望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>法人の評議員となっている主任児童委員と定期的に打ち合わせを行い、地域の現状や課題について情報の把握に努めている。要保護児童対策地域協議会や小中学校との連絡会議を通して、地域の課題や福祉ニーズの把握を行っている。</p> <p>また、園主催のレッツビーフレンズ(子どもを含めた地域住民を対象にした各種イベント)を通じた住民との交流の中で、福祉ニーズ等の把握を行っている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの居場所づくりと親世代や高齢者の閉じこもり防止を目的に、毎月1回、地域の子どもや大人を対象に園主催で、イチゴ狩り・たけのこ狩り・そば打ち・水遊び・料理教室などの行事を「レッツビーフレンズ」として実施している。また、地域の子どもたちが、市内の図書館や模擬試験等のために出かける時に、施設の子どもと一緒に送迎を行う「ちょい乗り事業」を行っている。</p> <p>なお、把握した地域の福祉ニーズに対しては、施設が有している子育てや発達障がいなど様々な課題を有している子どもに対する養育や専門性を活かした取り組みが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢を明示している。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>毎日の朝会で、職員全員で「全国児童養護施設協議会倫理綱領」の読み合わせを行っている。年1回、子どもへのアンケート「楽しかったこと・困っていること」を実施し、児童人権擁護委員会が集計結果や課題について職員会議で説明している。</p> <p>また、月2回、小学2年生以上を対象に聞き取り調査「いやな思いをしているかな」を実施し、問題の早期発見に努めている。子どもを尊重した養育支援や人権尊重については就業規則・サービス規程・サービス心得の中で規定している。さらに、業務マニュアルを作成し、子どもを尊重した養育・支援提供の具体的な内容を示して職員の共通理解を図っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-②	<p>子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援を行っている。</p> <p style="text-align: right;">①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関するマニュアルや児童福祉サービスガイドライン、施設内虐待防止・対応マニュアルを作成し、プライバシー保護に配慮した養育・支援について取り組んでいる。</p> <p>また、毎年1回、子どもを対象にプライバシーを含む生活満足度調査を実施し集計結果を職員会議で説明してプライバシー保護に対する職員の共通認識を図っている。子ども不在時の居室への立ち入りを限定し、事前に同意書で子どもの了解を得るようにしている。プライバシー保護について、マニュアルを使用して子どもに説明している。保護者全員にプライバシー保護に関するマニュアルを送付し、面会に来た保護者へは直接、説明している。</p>		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）を適切に行っている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①	<p>子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p style="text-align: right;">①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>ホームページで、平易な表現で施設内の生活や養育・支援の内容を開示している。入所時には、小規模グループの特徴をカラー写真で分かりやすく記載したパンフレットで子どもや保護者に説明している。入所が決定した時には児童相談所に事前の見学を依頼し、来所した子どもに生活する居室など施設内を案内している。入所してからの生活についても説明し、安心して入所できるよう取り組んでいる。</p> <p>また、事前に見学ができない場合には、担当する職員が児童相談所を訪問し、入所予定の子どもと面会し、パンフレットなどを活用しながら入所後の生活について分かりやすく説明し不安の解消に努めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-②	<p>養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p> <p style="text-align: right;">①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者に対してパンフレットを使用して施設の決まりごとや小遣いの取り決め、小規模グループのルールで疑問に思うことを質問してもらいながら、丁寧に説明している。パンフレットは、写真・イラスト・ひらがなを多く使用して子どもや保護者を意識して作成している。</p> <p>また、保護者の話にも耳を傾け、希望や養育についての考えを聞いて対応している。個</p>		

<p>人情報の取り扱い、特に外部に出る文書等への名前や顔写真の表示の許諾について子どもや保護者に確認している。さらに、意思決定が困難な子どもや保護者に対しては、かみ砕いて説明し、曖昧と思われる場合は伝え直しをしている。今、伝えなくてはならないことは、理解してもらうまで繰り返して説明している。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>措置変更、家庭復帰や里親への移行に当たり、支援の継続性を図るための引継文書や手順は定まっているが、様式等を定めた手順書が作成されていない。</p> <p>また、子どもや親には、施設を退所後も退所時の担当職員を窓口として相談できる体制であること、担当職員がいない場合には誰でも対応できることを説明している。</p> <p>なお、「退所・措置変更の引継ぎ簿」を作成中ではあるが完成していない。様式等を含め施設として統一した対応ができるように手順書を作成し、地域・家庭への移行等に係る対応の標準化が望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>各グループに子どもが自由に意見や要望を出せるようホットポストを設置し、意見記入用紙に話したいことがある場合は聞いてもらいたい職員名を書いて自由に投函できている。</p> <p>また、月2回1対1でゆっくり話す時間を設け、悩みや意見を聞く他、生活満足度アンケート調査を年1回行うなど意見や要望、不満を出せる機会を多く設けている。出された意見や要望については児童人権擁護委員会で検討し、衣食住や生活ルールについて子どもの意見を反映させ改善につなげている。こうした活動の継続により、子どもの満足度が高まっていることが今回の子ども向けアンケート調査等から確認できた。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制を確保している。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みを整備し、各グループの玄関に苦情解決責任者・苦情担当窓口・第三者委員の顔写真付きで掲示している。苦情はホットポストに入れられるようになっており、さりげなく投函できるよう玄関そばの廊下に置かれている。</p> <p>また、保護者にも制度について入所の時やお便りで周知している。要望や苦情等、出された意見に対しては児童人権擁護委員会で検討し、記名で出された意見に対しては口頭で本人に結果を伝え、無記名の場合は掲示板で伝えている。さらにホームページでも苦情内容も含め公表している。毎年苦情に至らない意見や要望も含め十数件出ており制度として機能している。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子</p>	<p>a・b・c</p>

	ども等に周知している。	
<p><コメント></p> <p>毎年第三者委員(教員経験者で民生委員、人権擁護委員の方が就任)に参加してもらい、制度の仕組みを子どもたちに説明する機会を持つ他、小学生以上の子どもたちは第三者委員と個人面談している。苦情にかかわらず困っていることや要望もホットポスト以外に個人面談や職員を指定できる相談カードなどで意見を気軽に出せる環境を作るとともに、グループ職員以外誰でも相談できることを伝えている。</p> <p>また、園の子どもの権利ノートを配布する他、児童相談所等外部の相談機関の連絡先一覧表を掲示し外部の相談機関を周知している。相談は職員室や子どもの部屋(個室)で聞いており、プライバシーや安心して話せる環境となるよう努めている。保護者に対しても、子どもに配布している写真付きの相談窓口を配布する他、お便りなどで周知している。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者委員が子どもとの面談でアンケートを取り把握した意見や要望、ホットポストに入った意見、職員が面談や生活の中で把握した意見などは児童人権擁護委員会(令和2年度7回開催)に集約し、集計・分析し改善策を検討している。結果を職員会議で報告し内容を共有して対応している。要望を受け子どもの呼び方(あだ名やニックネームで呼ぶこと)を、「さん」「君」「ちゃん」(幼児)と性別や子どもの年齢に合わせた呼び方に改善している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組を行っている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>リスクマネジメント実施規程・事故防止マニュアルを策定し、適時見直しをしている。責任者はリスクマネジメント委員会の委員長となっており、連絡網・対応手順が示されている。ヒヤリハット・事故報告は、対応した職員が状況・原因・対応内容・対応策を報告書にまとめている。それを基にリスクマネジメント委員会を開催し、発生要因の分析・防止策を検討している。委員会でまとめた対応策や防止策については、会津児童園としての方向性として職員に周知し、再発の防止に努めている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>看護師を中心に各部門から参加する保健委員会を設置しており、感染症発生時の対応や予防方法、インフルエンザ・新型コロナウイルス・0157・ノロウイルスなど各種感染症の特徴や対応についてマニュアルがあり、DVDを使った職員向けの研修を実施している。新型コロナ対応で各小規模の玄関に消毒、非接触体温計を置き、子どもは帰宅時には玄関で上着を脱ぎ、部屋に入る前に手洗い、うがいを励行することで、ウイルスを持ち込まないよう指導をしている。職員も毎日、出勤前・出勤時に検温する等感染防止に努めている。</p> <p>なお、まだ新型コロナ感染症発生時のゾーニングなどは検討しておらず、今後の課題と</p>		

して取り組むことが望まれる。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災訓練計画、土砂災害に関する避難確保計画を策定している。防災委員会があり、避難訓練などを実施している。火災を含めた災害訓練時には地元消防団にも電話連絡で協力いただける関係となっている。隣接する障がい者施設と合同訓練も実施している。</p> <p>また、安否確認の手段として市のコミュニティシステム「あいべや」に登録し活用できるようになっている。現在、ハザードマップ上レッドゾーン地区にある児童園本部施設を安全な場所へ改築移転する作業を進めている。</p> <p>なお、災害発生時の事業継続計画(BCP計画)は策定していないので策定が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、養育・支援を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>小規模グループ毎に業務マニュアル、1日の生活の流れと留意点、児童福祉サービスガイドラインなどがあり、養育・支援について統一した方法が示されている。マニュアルには基本的人権の尊重や入浴、排せつ、着替え時の配慮などプライバシーの保護も入る他、職員の基本姿勢が示されている。パソコン内で引継ぎ事項が伝達できており、子どもの状況により出来なかったことも含め次の勤務者に伝え対応してもらうなど支援に漏れがないようになっている。OJTによる職場内研修で標準的な実施方法の周知・徹底に努めている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>養育支援関係マニュアルは児童養育等委員会で検討・見直しが行われている。生活ルールは小規模グループ毎に子ども主体で話し合い、意見や要望を聞いて見直している。起床時間・就寝時間・帰宅時間・携帯電話の利用など自己管理できる状態であれば管理を子どもに任せるなど、自主性が育つような方針でルールの見直しをしている。子どもの権利擁護やプライバシーにかかわるものは、児童人権擁護委員会がアンケートや職員の自己チェック結果に基づき課題を把握して対応を検討したものをマニュアルに活かすなど、見直し仕組みが機能している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画を策定している。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援計画は、児童自立支援計画要綱により全職員が参加する児童養育等委員会で</p>		

<p>話し合い策定している。アセスメント様式は、子どもの身体的・心理的側面・社会的側面、エコマップ、外部からの情報等多方面にわたる内容で把握し、具体的な実施方法などが決められている。入所前の通っていた学校、入所施設の情報、児童相談所、主治医などの意見も参考にしている。</p> <p>また、子どもの意向を確認し一緒に目標を考えるなど、方向性を子ども自身が納得できるようにしている。計画の原案は各小規模グループで作成し、全職員に回覧した上で委員会を開催し看護師等他職種の意見をもらい策定している。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画による支援実施の中で子どもの変化や学校などからの情報を把握し、随時アセスメントした内容を記録に残すとともに目標が達成できたかなど支援計画の評価を実施している。朝会（各小規模グループ代表1名）で、各小規模グループの子どもの状況を共有するとともにパソコン内でいつでも確認できるなど全職員が情報を共有している。支援計画の評価、子どもの意向、児相や学校との話し合いを行い3か月毎に計画の見直しをしている。毎日の生活で課題が出た時や問題行動等あるときは、各グループ内の他、心理職・リーダー職・管理職と相談し支援方法を随時見直している。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援の実施の記録を適切に行っている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録を適切に行い、職員間で共有化している。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日、健康状態・服薬・排泄・入浴など基本的な生活状況を記録する他、日々あったことのポイントや子どもが発した言葉、意識して見つけた良いところを記録している。記録は申し送り事項がその日の記録のトップに記載され、パソコン内で共有出来るようになっている。記録の書き方は内部研修や回覧時の訂正により統一している。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	①・b・c
<p><コメント></p> <p>文書管理規程で保存年限や廃棄など保管方法を決め、施設長が管理者となり適切に管理している。また、個人情報保護管理規程は職員に周知し、入職時に誓約書を取っている。さらに、入所児童のプライバシー保護に関するマニュアルの中にもQ&A方式で具体的な留意点が示されている。パソコンは各職員にパスワードが与えられ、データはクラウド内で管理しており、子どもや保護者にも個人情報の管理について説明している。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組を徹底している。	①・-・c
<p><コメント></p> <p>人権擁護委員が中心となり「児童の権利擁護ガイドライン」・「施設内虐待防止・対応マニュアル」等を整備し、マニュアルに沿った支援をしている。</p> <p>また、年2回虐待防止のチェックリストで全職員を対象に振り返りを行っている。チェックリストの結果やヒヤリハットを基に、職員の意見も集約して適切な支援や関わりに関する事例集を作成している。「児童の権利擁護ガイドライン」や事例集は全職員に配布し共有に努めている。さらに、養育委員会・人権擁護委員会を毎月開催し、子どもへのより良い支援について話し合うなど、権利擁護について継続的な取り組みが行われている。</p>		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利についてわかりやすく説明した「児童の権利擁護ガイドライン(事業所作成)」や児童相談所から渡される「子どもの権利ノート」を配布し、学ぶ機会を設けている。</p> <p>また、人権擁護委員からの講話や苦情解決の第三者委員を招いての面談、CAP(子どもへの暴力防止プログラム)等の事業を通して、相手の権利も含め子どもの理解を促している。中高生を中心にテーマの設定や会の運営を任せるなど、権利擁護への自主的な取り組みも促している。さらに、日常の子ども同士のトラブルには、職員がそれぞれの話を聞き相互の話し合いを通じて解決している。子どもの発達特性等については、他児に理解してもらえよう繰り返し話し、理解が深まってきている。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自分の小さい頃のことや生き立ちを知りたいと思った時をチャンスととらえ、子どもによっては母子手帳を見せたり、生まれ育った場所を訪問しながら、会話の中でわかりやすく伝えている。子どもの発達状況や背景を考慮し、児童相談所や保護者と相談しながら、子どもが自身の生き立ちを知ることができるよう支援している。</p> <p>また、誕生日には1年間の成長の記録をCDにまとめてプレゼントしており、成長を振り</p>		

返ることができる良い機会となっている。

A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「施設内虐待防止・対応マニュアル」や「サービスガイドライン」の学習、年2回実施するチェックリスト等を通し、子どもとの関わり方を定期的に振り返っている。職員の気づきを事例集にまとめ、チェックリスト(全養協作成)で評価の良くなかったところは人権擁護委員がコメントを付け、それを全職員で共有している。</p> <p>また、月2回職員を変えて面談を行う他、子どもが話したい職員を選択できるカードを各寮に置き、子どもからも意見、SOSを出せるような環境づくりをしている。さらに、児童相談所による定期調査や苦情解決制度の第三者委員との面談の機会もあり、子どもが職員以外の大人と話ができる仕組みを整備・周知している。</p>		

A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>年度当初、小規模グループのルールを子ども達と職員が話し合って決めている。年齢によって宿題や食事、寝る時間等の標準の時間はあるが、一律の日課はなく、余暇も含め時間の使い方を子ども自身考えながら生活している。子ども達は、個室もしくは2人部屋で生活し、子どもの好みにレイアウトされている。</p> <p>また、金銭管理については、幼児期より年齢に応じてお小遣いの使い方、管理の仕方について教えており、買い物や小遣い帳への記入等、経験を通して学んでいる。携帯電話については、適切な使い方を学べるよう年1回の「法律教室」や日々の助言を行っている。職員は、子どもが経験を通して主体的に自分の生活やお金を管理できるよう見守りや助言により支援している。</p>		

A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時には、児童相談所から成育歴等詳細な情報を得て、全職員で共有している。必要があれば児童相談所を通して保護者からも情報を得る他、前の学校からも情報を得ている。</p> <p>また、入所前に顔合わせをし、園での生活について伝え不安を取り除いている。入所時はウェルカムボードを作成し、在園児と一緒に暖かく迎える準備をするとともに居室の準備や服・学用品等を揃え、学校とも連携しながら生活に馴染めるよう配慮している。</p> <p>退所時は、子ども・保護者・児童相談所・学校等と話し合い、家庭復帰や自立に向けて支</p>		

援している。退所後は家庭支援専門相談員や自立支援専門相談員等を中心にアフターケアを行っている。		
A⑦	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中高生を対象に、学校や児童相談所等と連携しながら、進路選択や自立に向け、リービングケアに取り組んでいる。子どもが自分の将来を思い描けるよう、進路先の学校や職場、グループホーム等の見学をしている。</p> <p>また、アルバイトや食事作り、法律的な講座等様々なプログラムを通じ、自立に向けた支援をしている。進路が決まらない子どもについては、入所を延長し、子どものペースで自立できるよう支援している。今年度より自立支援専門相談員を配置し、自立に向けた取り組みや退所後のアフターケアに取り組んでいる。</p> <p>さらに、退所者から直に体験談を話してもらうなど卒園後の生活を考える機会を設けている。なお、退所後も、手紙や食料品を送る他、訪問して生活を確認する等継続した支援に努めている。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は、子どもと月2回、面談の機会を持っており、子どもが話しやすいようどの職員に話してもよいことを伝えている。ホットポストや手紙等複数の手段も用意している。</p> <p>また、「子どものつぶやきプロジェクト」として、子どもの何気ないひと言を職員が記録し、職員間で共有する取り組みを行っており、そこから子どもの思いや成長を受け止め、子どもの理解や支援者としての振り返りの機会としている。近年、アセスメントに力を入れており、分かりやすく書きやすい書式を作成し、その時々の子どもの成長をまとめている。こうした取り組みを通じて子どもの職員への信頼が高まっていることがアンケートから感じられる。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども達と職員が共に話し合い、生活のルール等を決めている。小規模グループ毎に子ども達一人一人と話し合う時間を設け、子どもの気持ちや意見を引き出し、生活に反映させている。食事内容や量についても満足できるよう子ども達の意見を聞いている。子どもの年齢によっては職員が添い寝をしたり、夜に目を覚ました時には宿直職員が見守るなど、安心して生活できるよう配慮している。</p> <p>また、3月の進級を祝う会等を通し、小規模グループでの生活を振り返るとともに子どもに頑張った点や成長できたことを伝えている。</p>		

A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日課については大まかな時間の流れはあるが、細かい指示や促しはしない方針で望んでいる。子ども自身が考え、気づいて行動できるよう見守っている。日々の生活のなかで相談に乗ったり助言をすることはあるが、子どもの行動を見守り、失敗した場合には、どうしたらよかったかを話し合い、フォローしている。</p>		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小学生以上の子どもには生活アンケートや満足度アンケートを実施して、子ども達の意向を把握している。子どもの学びや遊びについては、公民館主催の「わらべ塾」という地域の子どもを対象にした遊びの教室や、放課後学校で遊びや宿題ができる機会(放課後クラブ)があり参加している。園ではよさこい踊りに取り組み、地域で発表したり、慰問を行っている。</p> <p>また、子ども同士の遊びの機会もあり、友人宅へ遊びに行ったり来てもらう際には、職員が送迎の支援をすることもある。さらに、発達特性のある子どもには、幼稚園入園前に集団での生活に馴染めるよう児童発達支援の福祉サービスを利用したこともあった。</p>		
A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の生活の中で、基本的な生活習慣が身につくよう支援している。各小規模グループのルールに沿って生活すること、ルールや自分の生活を振り返り見直すことを通して、よりよい生活になるようにしている。</p> <p>また、中高生には年1回、弁護士による法律教室を行い、携帯電話やSNSの使い方等について学習を行っている。地域の行事(わらべ塾・花火大会・お祭り・子ども会・ラジオ体操・資源回収等)や地域集会所で実施される年末年始の挨拶などに子どもと一緒に参加しており、地域の一員として役割を学ぶ場となっている。年齢や発達の状況に応じ、様々な機会を通して、社会性やふるまい方等を身につける支援を行っている。</p>		

A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>食事の時間は子どもの生活時間によって異なり、子どもによっては帰りが遅い子どももいるが、食べる時に温め、温かい食事が取れるようにしている。献立は管理栄養士が立て、食材を発注し各小規模グループへ提供している。季節の献立や郷土料理も取り入れ、豊かな食経験となるよう配慮している。食事の感想は栄養士に伝え、献立に反映されている。</p> <p>また、調理は各小規模グループで行っており、子ども達は調理の手伝いを通じて調理技術</p>		

を学ぶ機会になるとともに子どもの好みや体調に応じて柔軟に対応ができるようになってい
る。小規模グループ行事や誕生日の時には外食に行くこともあり、楽しみとなっている。ア
レルギーのある子どもに対しては、代替食を提供している。

A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣 服を通じて適切に自己表現できるように支援してい る。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>幼児期より、着用する服装については子ども自身が選び、子どもの好みを大切にしながら も、気温や場に応じた服装や身だしなみについて助言している。衣類は一人一人、定期的 に、子どもが希望する店で好みの衣類を選んで購入している。購入時は予算や欲しいもの、 必要なもの、体形に合うもの等を子どもと相談している。買い物の際は一緒に出掛け、公共 の場所でのふるまい方や金銭感覚を養うように支援している。</p> <p>また、年長者からのおさがりがある他、ボタン付け等の繕い方を教えるなど、衣服を大切 にすることも経験させている。</p>		

A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感 じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確 保している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭的養育を目指し、小規模化のための園舎の建て替えも進めている。各グループは玄関 に花や置物などがあり、家庭的な雰囲気となっている。共有部分はダイニングや居間等十分 なスペースがあり、ソファやピアノがあり、子どもが好きな場所で過ごせる環境となってい る。洗面台は、2台設置され、子ども達が快適に生活できる環境を整えている。さらに、居 室は、個室もしくはプライバシーを確保できるよう仕切りを設置した2人部屋を用意してい る。子どもたちは思い思いにポスターやぬいぐるみなど好きなものでレイアウトしており、 片付けが苦手な子どもには一緒に片付けしたり、声をかけ、自分で整理整頓できるよう見守 っている。</p>		

A-2-(5) 健康と安全		
A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心 身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切 に対応している。	①・b・c
<p><コメント></p> <p>看護師が中心となり、嘱託医や医療機関と連携して健康管理をしている。園の定期健診は 年1回、学校の健診等と連携して実施している。体調不良や怪我の時は、嘱託医への受診の 他、子どもの状態に応じて総合病院小児科を受診している。受診結果を職員が共有すると ともに、服薬等は複数で確認し適切に管理されている。</p>		

また、健康管理マニュアルは随時見直しをするとともに、定期的に薬についての理解や嘔吐物の処理の仕方、防護服の着脱の仕方等について職場内研修を行い、対応方法を身につけている。

A-2-(6) 性に関する教育		
A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保健委員会のスタッフを中心に、小規模グループ毎に性教育を行っている。子どもの性別や年齢、発達状況に合わせた内容で、職員との1対1や少人数で行っている。基本的には同性の職員が対応し話をしている。</p> <p>また、年長の女子については自分の体調の変化を記すよう勧めている。男女交際についても、日常の場面のなかで話し合っており、様々な機会を通して自他を尊重することを学ぶ機会を作っている。</p>		

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが暴れたり、不適応行動がある際には、保育士や心理士を中心に話し合いを持ち、対応について検討している。定期的に自立支援計画を作成、評価しており、学校や医療機関とも連携している。子どもの状態によっては児童相談所や保護者へ報告し、対応について検討し、全職員で情報を共有している。</p> <p>また、生活単位が少人数となり刺激が少なくなったこと、居室環境が整い気持ちのコントロールができなくなる前にその場を離れ、自分の部屋でクールダウンできることなどから、以前より落ち着きが見られるようになっている。</p>		
A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内の暴力やいじめ、差別等がないよう、人権擁護委員会を中心に人権擁護に取り組んでいる。</p> <p>また、日々の関わりや子どもとの定期面談、生活アンケート等を通して、子どもの声に耳を傾けている。児童相談所と子どもの面談の機会もあり、子どもが不安な気持ちや嫌なことを職員に表出できるよう様々な機会を作っている。情報は全職員で共有し、対応について検討するとともにグループを超えて助け合い出来る関係が築かれている。</p> <p>さらに、子ども達の様子を見て心配がある時や、子どもから相談があった場合には、子どもの気持ちを受け止め、職員が間に入って話し合いの機会を設ける他、双方に距離感の取り方や関わり方を伝え、ちょうど良い関わりができるよう気づきを促している。</p>		

A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待・発達障がい・愛着障がい等で心理的ケアが必要な子どもについては、心理士と担当保育士が子どもの状態・状況について共有し、心理的な支援を行っている。心理士によるケアについては専用の部屋が設けられ、子どもの送迎も心理士が行うなど、子どもが安心して話をしたり、ケアを受けられるよう配慮している。</p> <p>また、心理士はケアの対象となっていない子どもについても、自立支援計画の目標や支援方法についても相談・助言をしている。心理士は継続的に専門研修を受けるなど心理療法等の専門的な知識を得ており、職員に対する研修も行っている。</p>		

A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>学習スペースは個室が確保されているが、共有スペースで勉強する子もいる。小学生は学校から帰ったら宿題をする、という習慣ができています。</p> <p>また、子どもの発達状況に応じて、支援学級への入級や支援学校へ入学する場合もあり、子どもに応じた学びの場を確保できるよう支援している。給付型奨学金など様々な制度を活用した進路支援により、高校・専門学校・大学に進む子どももいる。子どもの要望により学習塾を利用する場合は、送迎等の支援を行っている。子ども達は勉強のサポートを受けられることを知っている。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの進路については、自分で納得して進路決定ができるよう、話し合いを行っている。進路の情報については学校と連携し、進学希望の場合は高校2年生からかかる費用等について共に調べたり、奨学金等様々な支援策について情報を提供している。就職についても希望の業種や働く場等について相談に応じている。学校の三者面談には保護者にも入ってもらったり適宜報告をし、支援している。</p> <p>また、高校を休学した時も、勉強を続けたいという希望がある場合は通信制高校への転学等をサポートしている。高校を中退して仕事をする場合もあるが、子どもが自己決定できるよう支援し、子どもの決定を尊重したサポートに努めている。</p> <p>さらに商工会議所青年部の方に声かけ頂き、クラウドファンディングで資金を集め、県補助では認められていない大学等へ進学した場合の車の免許取得費用として活用している。</p>		
A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>現在アルバイトについてのマニュアル作成を進めている。高校生は本人が希望し、学校の</p>		

許可があれば、アルバイトが可能となっている。アルバイトをする場合には、条件・方法・お金の使い方を話し合う中で動機づけを行い、アルバイト先に職員が挨拶に行くなど子どもが社会経験できる機会ととらえ支援している。その他、学校でも職場体験や実習の機会があるため、園としても子どもをサポートしている。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A⑭	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者へ、月1回園だよりを発行している。担当職員が、子どもの成長がわかるよう写真を載せ、学校・園での様子を伝える内容を作成し、子どもからの手紙も同封している。子どもの様子や成長について保護者へ書面や口頭で伝える機会を持ちながら、児童相談所と連携して親子の再統合に向けた支援を行い、面会や外出、外泊ができるよう、家庭支援専門相談員を中心に進めている。面会、外出等については園が保護者と子どもの関係を把握しながら調整している。</p> <p>また、親としての関わりを持ってもらえるように、保護者へ子どもとの関わり方を伝えている。学校の成績も保護者へ渡しており、進路決定の段階では、保護者に学校の三者面談に同席してもらう場合もある。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑮	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員を中心に、子どもや保護者の希望を加味しながら、関係機関と協議の上、支援方針を決定している。子どもと保護者の交流を持ちながら、気持ちの重なりを確認しながら段階的に進めている。親子生活訓練として、園内の自活室を利用し、親子で過ごしてもらったり、泊ってもらう等、状況に応じて親子が関われるように支援している。外泊の際には、様子を確認するため児童相談所の許可を得て家庭訪問したり、児童相談所に訪問を依頼する等、家庭復帰や親子関係の再構築に向けた支援に努めている。</p>		